

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 計画的で的確な事業の実施

新築事業・改築事業

(中期目標)

施設の新築事業については、渇水時にも安定的に水を供給する観点から計画的かつ的確な実施に努めること。

施設の改築事業については、ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から計画的かつ機動的な実施に努めること。

継続中の事業については、その事業の進捗状況を踏まえた中期計画を作成すること。

中期目標期間内の事業の実施に当たっては、毎年度の国の予算を踏まえたうえで、的確に行うこと。

(中期計画)

別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる9施設の新築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的で的確な事業執行を図る。

ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から、別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる6施設の改築事業については、的確な施設更新を実施するとともに、1施設については、改築を検討する

(年度計画)

別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる9施設の新築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的で的確な事業執行を図る。

ライフサイクルコスト低減の観点、水路からの漏水防止及び地震時等の施設損壊による断水防止等の安定的な水の供給の観点から、別表1「ダム等事業」及び別表2「用水路等事業」に掲げる6施設の改築事業については、的確な施設更新を実施するとともに、1施設については、改築を検討する。

別表1「ダム等事業」

1. ダム等事業の進捗計画

(1) 事業の進捗概要

1) 中期目標期間中に事業の完了・効果発現を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
滝沢ダム建設	国土交通大臣						平成19年度の完成に向け、ダム本体建設工事、地すべり対策工事、付替道路工事等の進捗を図る。
徳山ダム建設	国土交通大臣						平成19年度の完成に向け、ダム本体建設工事、洪水吐き建設工事、付替道路工事等の進捗を図る。

2) 事業の進捗を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					備考
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
思川開発	国土交通大臣						事業用地の取得の進捗を図るほか、南摩ダム、導水路の地質調査、水理調査、環境調査等の諸調査を実施する。
戸倉ダム建設	国土交通大臣						事業用地の取得の進捗を図るほか、付替道路工事等の進捗を図る。
武蔵水路改築	国土交通大臣					*	引き続き地質調査、水理調査等の諸調査を実施するとともに、関係機関との協議を実施する。
川上ダム建設	国土交通大臣						事業用地の取得の進捗を図るほか、付替道路工事等の進捗を図る。
丹生ダム建設	国土交通大臣						付替道路工事等の進捗を図る。
大山ダム建設	国土交通大臣						事業用地の取得の進捗を図るほか、付替道路工事等の進捗を図る。
小石原川ダム建設	国土交通大臣					*	引き続き環境調査、水理調査等の諸調査を実施するとともに、関係機関との協議を実施する。

3) このほか、浦山ダム及び日吉ダム事業はダム建設調整費の償還を行う。

(2) 計画事業量

事業用地取得量

0.8km²

上記計画事業量は中期目標期間の事業用地取得計画事業量(3km²)の26.7%である。

付替道路施工延長

3km

上記計画事業量は中期目標期間の付替道路工事延長計画事業量(15km)の20.0%である。

ダム本体打設(盛立)量

223万m³

上記計画事業量は中期目標期間のダム本体打設(盛立)計画事業量(1,125万m³)の19.8%である。

注1) 目的欄中 *は都市用水を示す。

注2) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものである。

- ・ 国からの交付金、補助金の各年度予算の変動
- ・ 水資源開発基本計画等国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価
- ・ 他の事業主体により実施される水源地对策の進捗状況、その他 他律的な事項
- ・ 自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予測し難い事項

注3) 滝沢ダム、徳山ダム、川上ダムでは、発電を受託している。

別表2「用水路等事業」

2. 用水路等事業の進捗計画

(1) 事業の進捗概要

1) 中期目標期間中に事業の完了・効果発現を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					年度計画期間計画事項
		洪水 調節	河川の流 水の正常 な機能の 維持	農業 用水	水道 用水	工業 用水	
房総導水路建設	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						平成16年度の完成に向け、揚水機場ポンプ設備工事及び取水施設工事等の進捗を図る。
愛知用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						平成18年度の完成に向け、幹線水路補強工事及び牧尾ダム堆砂撤去工事等の進捗を図る。

2) 事業の進捗を予定している事業

事業名	主務大臣	目的					年度計画期間計画事項
		洪水 調節	河川の流 水の正常 な機能の 維持	農業 用水	水道 用水	工業 用水	
印旛沼開発施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						機場ポンプ設備改修工事及び取付水路改築工事等の進捗を図る。
群馬用水施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣						機場改築工事及び幹線水路改築工事の進捗を図る。
豊川用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						導水路、幹線水路併設水路及び支線水路等改築工事の進捗を図る。
香川用水施設緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣						取水施設改築及び開水路補強工事を実施するとともに、新たに調整池本体工事に着手する。

3) 両筑平野用水施設については、改築（二期）事業の計画的かつ機動的な実施について検討する。

(2) 計画事業量

水路工事（改築）延長 13 km
 上記計画事業量は中期目標期間の水路工事延長計画事業量（96 km）の13.5%である。
 施設（ポンプ）改築 13台
 上記計画事業量は中期目標期間のポンプ改築計画事業量（37台）の35.1%である。
 堆砂土砂撤去量 15万m³
 上記計画事業量は中期目標期間の堆砂土砂の撤去計画事業量（190万m³）の7.9%である。
 調整池本体盛立量 なし
 中期目標期間の調整池本体の盛立計画事業量（60万m³）である。

注1) 上記計画事業量は、下記のような機構の裁量外である事項を除いた工程において設定したものである。
 ・ 国からの補助金の各年度予算の変動
 ・ 水資源開発基本計画等において決定される計画、他の事業主体により実施される水源地对策の進捗状況、その他 の他律的な事項
 ・ 自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予測しがたい事項

ダム等事業

（年度計画における目標設定の考え方）

水資源機構は、中期計画で定められた事業ごとの進捗計画に基づき、事業用地については、法手続等の積極的活用も含めた的確な工程管理、説明責任を果たすため、補償業務規程に則った適切な補償業務の実施及び生活再建対策の充実、地域振興の推進による円滑な業務執行という3つの基本方針を定め、用地補償業務に取り組む。付替道路、ダム本体の打設、盛立等の工事の実施については、総合的なコスト縮減、事業費管理、工程管理、自然環境への配慮及び説明責任を念頭に事業の進捗を図ることとした。

別表1に掲げる9施設の新築事業に関する事業用地取得量、付替道路施工延長及びダム本体の打設（盛立）量については、各事業の進捗状況を踏まえ、計画的で的確な事業執行

に必要な目標を設定した。

このほか、浦山ダム及び日吉ダムのダム建設調整費の償還を目標とした。

(平成15年度における取組み)

1. 事業用地の取得及びダム本体の施工等

表-1 本中期計画期間内に完了を予定している事業の進捗状況

(単位：億円)

事業名	総事業費	H15まで	進捗率	H15予算	H16予算	H15迄の実施内容等
滝沢ダム	2,320	1,820	78%	174.9	160	ダム本体建設工事、地滑り対策工事、付替道路工事の進捗を図った。平成15年度末現在本体コンクリート打設量 V=155万 m ³ / 180万 m ³ 平成19年度完成予定
徳山ダム	3,500	2,447	70%	146	93.4	ダム本体建設工事、洪水吐き建設工事、付替道路工事等の進捗を図った。平成15年度末現在堤体盛立量 V=488万 m ³ / 1,390万 m ³ 、洪水吐きコンクリート量 V=14万 m ³ / 22万 m ³ 平成19年度完成予定

- 1 総事業費は、現在法手続中である事業実施計画変更ベースの額である。
- 2 徳山ダムのH16予算は、事業実施計画等の所要の手続きを経た段階で、所要額について適切な措置に努めることとされている。

(1) 事業用地の取得

平成15年度は、滝沢ダム建設事業を始め7事業において1.5 km²の事業用地を取得した。年度計画では0.8 km²の事業用地の取得を計画していたが、思川開発事業において、これまでの交渉の結果、解決の方向性について地元地権者との間で大きな進展が見られ、予算手当も相まって、生活再建対策等の充実が可能となり、用地取得が大きく進捗した。

その結果、今年度の計画値を大きく上回る実績を挙げる事ができた。

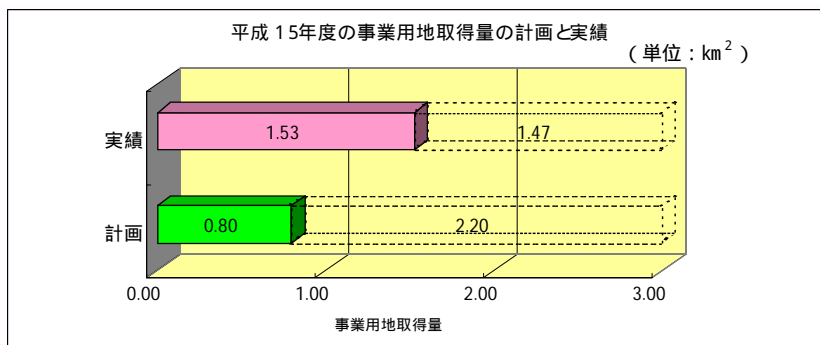


図-1 事業用地取得量の計画と実績

事業別に見ると、本体工事に着手している滝沢ダム及び徳山ダムでは、それぞれ水没地の取得をほぼ終え、付替道路等の工事に必要となる用地の取得等を中心に進めてきている。平成13年12月に損失補償基準を受結した南摩ダム(思川開発事業)では、家屋移転契約が最盛期を迎え、用地先行取得費を活用して事業用地取得を大きく延ばすことができた。川上ダム、丹生ダム及び大山ダムでは、引き続き水没地、付替道路等の事業用地の取得を

進めてきた。

なお、戸倉ダムは、事業の中止が決定されたことから、事業用地の取得を凍結しており、武蔵水路及び小石原川ダムは、今後、事業実施計画の認可を受け、事業用地の取得に着手していくこととなる。

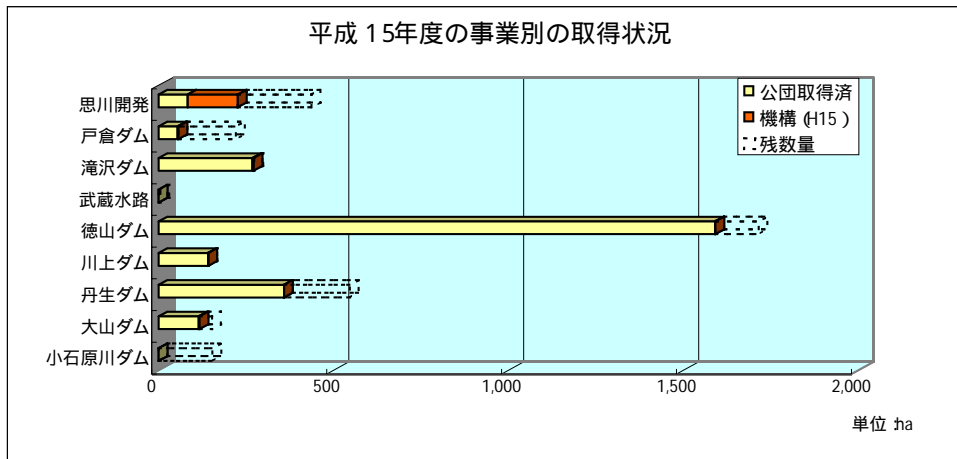


図-2 事業別取得状況

(2) ダム本体の施工

滝沢ダム及び徳山ダムでは、本体工事を施工中である。打設（盛立）の年度計画量223万 m^3 を超える238万 m^3 の施工を行った。

滝沢ダムでは、平成13年7月に本体コンクリートの打設を開始し、当初計画を上回るペースで打設を行っており、平成16年2月20日には累計打設量150万 m^3 を達成し、約90%の打設が完了している。平成15年度は25万 m^3 の打設量となっている。

なお、従来は使用していない低品質の骨材を、ダムのコンクリートとして必要な品質を確保できることを確認した上で積極的に利用することにより、コスト縮減と環境改変の回避・低減に努めている。

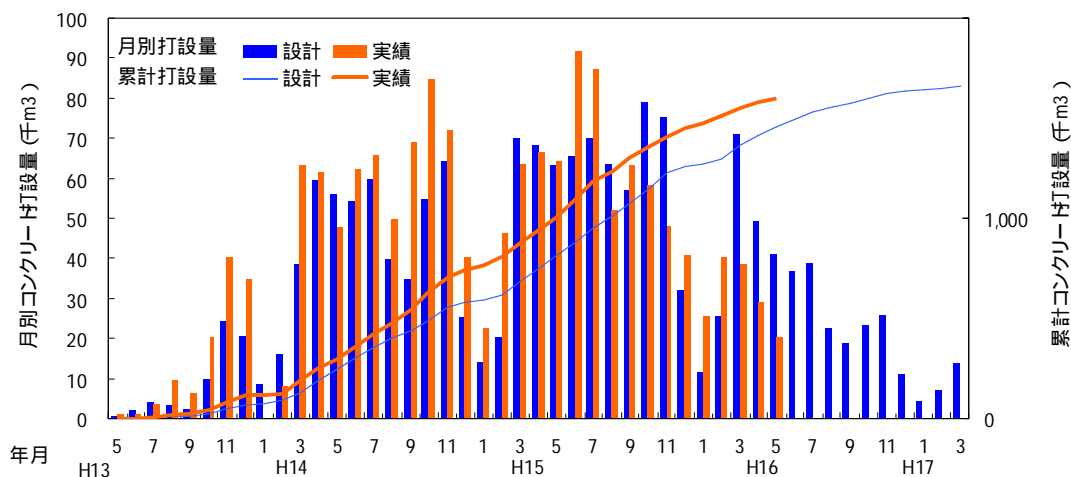


図-3 滝沢ダムコンクリート打設状況

堤高161m・総貯水容量6億6千万 m^3 と我が国最大のロックフィルダムである徳山

ダムは、平成13年5月にロック材、平成14年10月にはコア材及びフィルター材の盛立を開始し、平成15年度末において488万 m^3 （約35%）の盛立が完了している。平成15年度は213万 m^3 の盛立量となっている。

徳山ダムでは、下流12kmに位置する既設横山ダム貯水池の堆砂を、フィルター材及び洪水吐き等のコンクリート骨材に利用することにより、横山ダム貯水池のリフレッシュ化に寄与し、併せて徳山ダムのコスト縮減及び環境改変の回避・低減を図っている。



写真-1 徳山ダム本体施工状況

（3）付替道路の施工

滝沢、徳山、川上、丹生及び大山の各ダムでは、付替道路の施工を進めており、15年度計画の計画量3kmの施工を実施した。

このうち、滝沢ダム付替県道中津川三峰口停車場線（延長3.2km）については、平成10年度に工事に着手したものの、クマタカ等の希少猛禽類の繁殖活動が確認されたため、工事の一時中止を数回行った。しかし、発破等の工事騒音の軽減を目的としたトンネル防音壁の設置及び建設作業を視界から遮断する目隠しシート張り等のストレス回避対策を実施するなど、施工計画を見直すとともに、工事の進捗を図ることで、当初の予定通り全線が完成し、平成16年3月30日に供用を開始した。地元の生活道路の役割に加え、新緑、キャンプ、紅葉狩り等による地域振興に大きく役割が期待されている。そのほか、各ダムの付替道路も順調に進捗し、大山ダムでは貯水池横断橋が概成した。



写真-2 滝沢ダム付替県道中津川三峰口
停車場線開通式（H16.3.30）



写真-3 大山ダム貯水池横断橋

(4) 戸倉ダム建設事業の中止

戸倉ダム建設事業は、昭和57年度に実施計画調査に着手し、平成4年3月31日事業実施方針が指示され、平成4年6月15日事業実施計画の認可を受けた。平成11年2月から平成14年3月にかけて、ダムタイプの変更を行うため環境影響評価法に基づく手続きをダム事業で初めて行った。環境影響評価の手続き完了後に工事を再開し、これまでに、国道401号付替工事等を行ってきた。

平成15年12月、戸倉ダム利水参画者である東京都、埼玉県等から相次いで撤退の意思表示がなされた。これを受けて、12月24日の国土交通省関東地方整備局事業評価監視委員会にて「水資源機構事業としての戸倉ダム建設事業中止」の対応方針が了承され、翌25日に国土交通省により、事業の中止が決定された。事業中止の対応方針を了承するに際し、事業評価監視委員会から、「事業中止に伴う地元対応の調整が必要である」との意見が出されたことを受けて、水資源機構では国土交通省とともに、これまで戸倉ダム建設事業に協力いただき、また地域の活性化に努力されてきた地元の振興対策について積極的に支援していくこととしている。

12月18日に設置された「戸倉ダム建設事業中止に関する連絡協議会（構成：片品村・戸倉ダム対策委員会・群馬県・水資源機構戸倉ダム建設所）」において、戸倉ダム中止に伴う地域整備に関する事項について、協議及び調整を開始している。

また、ダム中止に伴い施設撤去や原形復旧等を行う残事業については、平成16年1月以降随時、関東地方整備局、水資源機構、関係都県及び地元との間で調整を進めている。なお、水源地域対策基金事業については、関東地方整備局を中心に関係都県との間で、今後の在り方等について協議・調整が行われている。

2. ダム建設調整費の償還

浦山ダム及び日吉ダムに係る平成15年度分のダム建設調整費の償還を行った。



図-7 新聞記事掲載（平成15年12月25日 上毛新聞1面）

課 題

【淀川水系流域委員会と川上ダム及び丹生ダム建設事業】

淀川水系流域委員会は、淀川水系における「河川整備計画」について学識経験を有する者の意見を聴く場として、平成13年2月に国土交通省近畿地方整備局によって設置された。委員会は、自主的な運営により、住民等から幅広く意見を聴取し、また現地視察・調査も実施し、数多くの議論を経て、平成15年1月に「提言」を取りまとめた。

「提言」には、今後も治水面及び利水面の整備は必要だが、それらは環境を重視した河川整備と整合するような形で進めていくべきであり、そのため川づくりの理念を根本的に転換する必要があるとされている。特に、ダムについては、原則として建設しないものとし、ダム以外に実行可能な方法がないと客観的に認められ、かつ、住民の社会的合意が得られた場合に限り建設する等の内容となっている。

河川管理者である近畿地方整備局は、この「提言」を受け、平成15年9月に「河川整備計画基礎原案」を提出。流域委員会は、12月に「意見書」を提出している。

川上ダム、丹生ダム等の各ダム事業については、基礎原案に示されている調査検討内容に基づき、詳細な代替案、環境及び土砂移動の連続性、利水の精査確認等の調査検討を進め、早期に流域委員会等に調査結果を説明することとなっている。

なお、調査検討の間は、地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しないこととしている。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成15年度における事業用地の取得については、計画量0.8km²に対し、1.5km²の取得を行い、当該年度に計画していた事業用地の取得を大きく上回る実績を残すことができた。付替道路施工量については、計画量3kmに対し、3kmの施工を行い目標を達成した。ダム本体打設（盛立）量についても、計画量223万m³に対し、238万m³の施工を行い、目標を上回った。

また、2ダムのダム建設調整費の償還を計画どおり実施した。

いずれも、計画又はそれを超える実績を達成しており、中期計画に掲げる新築事業・改築事業（別表1「ダム等事業」）については、本中期目標期間内に達成できると考えている。

なお、滝沢ダム建設事業及び徳山ダム建設事業については、平成19年度完成に向けて事業費変更等の内容を含む事業実施計画変更の手続きを進めているところである。

（2（8）関係機関との連携（P.138）参照）

用水路等事業

(年度計画における目標設定の考え方)

中期計画に定める用水路等建設6事業(新築1事業及び改築5事業)の計画的で的確な事業進捗を図るため、関係機関や利水者及び施工地域住民への事業説明会を開催するなど、地元調整等を円滑に行いながら、水路工事(改築)、施設(ポンプ)改築工事、堆積土砂撤去工事等を実施していくとともに、本中期目標期間中に完了予定の事業については、確実に完了させる。また、早急な改築を要する1管理施設については、平成17年度の事業化に向け関係機関等との調整を行う。

事業の実施に当たっては、工事の着工前及び建設の各段階において、利水者や地域住民に対し、施設の設計内容や工事の工程、用地の取得・借地計画、工事実施状況等について説明を行い、十分な理解を得ながら進めることを基本としながら、総合的なコストの縮減、環境保全への配慮及び適正な事業管理を念頭に事業進捗を図る。

別表2に掲げる6事業に関する水路工事(改築)、施設(ポンプ)改築、堆積土砂撤去及び調整池盛立の施工量については、各事業の進捗状況を踏まえ目標数値を設定した。

(平成15年度における取組み)

1. 水路改築の実施等

表-1 本中期目標期間内に完了を予定している事業の進捗状況

(単位:億円)

事業名	総事業費	H15まで	進捗率	H15予算	H16予算	H15迄の実施内容等
房総導水	1,416.7	1,405.9	99.2%	13	10	導水路37km、東金、長柄ダム、坂田大竹調整池及び横芝揚水機場外3機場の実施 平成16年度完成予定
愛知二期	3,155	2,915.7	92.4%	99	105.5	幹線水路120kmのうち117km実施、 支線水路512kmのうち483km実施、 堆砂除去548万m ³ のうち353m ³ 実施 平成18年度完成予定

(1) 水路工事(改築)

平成15年度は、豊川用水二期事業を始め5事業において1.4kmの水路改築工事を実施した。

年度計画では1.3kmの水路改築工事を計画していたが、各事業において積極的な地元説明、用地交渉等を行った結果、計画していた工事を全て発注することができた。



写真-1 地元説明会

例えば、香川用水施設緊急改築事業では、円滑な事業推進を図るため、地区公民館等で住民に工事の事前説明を行い、理解と協力をお願いした。また、この場で住民からの工事に対するニーズ等の把握に努め、円滑な事業推進を図った(写真-1)。

また、既存開水路の劣化(クラック)の進行状態及び施設耐久性能により補修方法を決定するなどして、コスト縮減を図った。

クラックの進行が軽微で施設機能が確保されている箇所については、クラック補修のみ実施するなど工法選定を的確に行った（写真-2）。



（施工前）



（施工後）

写真-2 香川用水水路改築工事



写真 - 3 炭素繊維シート被覆

クラックが進行中であり、十分に耐久性能が期待できないものについては、水路表面を炭素繊維シートで被覆する工法を採用した（写真-3）。

（2）施設（ポンプ）改築

平成15年度は、群馬用水施設緊急改築事業を始め2事業において13台のポンプ改築工事を実施した。

年度計画では13台のポンプ改築工事を計画しており、各事業において計画していた工事全てを発注することができた。



(既設ポンプケーシング撤去状況)



(既設ポンプ羽根車撤去状況)

写真-4 印旛沼開発施設 既設ポンプ老朽化状況

(3) 堆積土砂撤去工事

平成15年度は愛知用水二期事業の牧尾ダム堆砂撤去において、円滑な工事実施のための地元調整を行った結果、計画していた15万 m^3 の堆砂撤去が実施できた。

なお、長野県御嶽山の噴火及びその後の長野県西部地震により貯水池内に流入した大量の土砂を除去する工事であるが、施工期間は発電用水の放流により貯水位が下がる概ね1月上旬から4月中旬までに限られる。



写真-5 牧尾ダム貯水池内土砂掘削・撤去



写真-6 流木チップの緑化用吹付に再利用

牧尾ダムでは、掘削土砂を工事用道路盛土材に流用したり、流木をチップ化し緑化吹き付けに再利用するなどコスト縮減に努めている。

2. 早急な改築を要する管理施設

両筑平野用水施設は、老朽化が著しく早急に改築を要する管理施設で、平成17年度の事業化に向けた利水者及び関係機関との調整を行っている。

特に、改築事業の実施内容及び早期着手の必要性に対する利水者の理解を得るため、農業用水利水者である農業者に対し、12月から3月にかけて約100集落で地元説明を行った。また、都市用水利水者へも事業化に向けた説明を行った。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

平成15年度における水路工事（改築）については、計画量13kmに対し、実績量が14kmと計画値を超える実績を達成できた。また、施設（ポンプ）改築及び堆積土砂撤去についても計画値通りの実績が確保できた。

調整池盛立については、計画どおり平成16年度に着工することとしている。

また、老朽化が著しい1施設の改築事業化に向けた利水者等との調整を行った。

これにより、中期計画に掲げる新築事業・改築事業（別表2「用水路等事業」）については、本中期目標期間内に達成できると考えている。

(1) 計画的で的確な事業の実施 附帯業務及び委託発電業務

(中期目標)

及び に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施に努めること。

(中期計画)

上記に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。

(年度計画)

上記に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。

(年度計画における目標設定の考え方)

附帯業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務については、水資源機構本来の業務に付随して実施することが適当な業務であり、当該業務を受託するに際しては基本協定等を締結し、本来業務と同様に的確な実施に努めることとした。

(平成15年度における取組み)

附帯業務及び委託発電業務

ダム等事業においては、付替道路関連等(10件)、発電取水設備工事(1件)、既設ダム堆砂排除(1件)及び同工事に伴う道路関連(1件)を関係県や国等から受託して実施するとともに、滝沢ダム、徳山ダム及び川上ダムにおいて発電に係る業務を受託し、実施した。

用水路等事業においては、共用施設の改築関連(1件)、水路工事に伴う橋梁拡幅等(1件)、建設期間中の暫定通水(1件)を関係県や国等から受託して実施した。

これらの受託業務に当たっては、機構の持つノウハウや技術等を積極的に活用して業務を実施し、委託者の検査を経た後、成果物等を引き渡した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務については、当機構の持つノウハウや技術等を積極的に活用して業務を実施し、委託者の検査を経た後、成果物等を引き渡した。平成16年度以降も引き続き、基本協定等に基づき的確に業務を実施することとしている。これにより、中期計画に掲げる附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。